

山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設等の開設者が実施する介護ロボット等を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害者支援施設等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び法第5条第17項に規定する共同生活援助、法第5条第2項に規定する居宅介護、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、法第5条第8項に規定する短期入所、法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援、児童福祉法第24条の2に規定する障害児入所施設をいう。

- 2 この要綱において「介護従事者」とは、施設障害福祉サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行うものをいう。
- 3 この要綱において、「介護ロボット等」とは、次の（1）から（3）の全ての要件を満たすものをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボット等であること。

(2) 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット等であること。

(3) 市場的要件

販売価格又はリース価格が公表されており、一般に購入又はリース契約が締結できる状態にあること。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、広く一般の障害者支援施設等による取り組みの参考となるような先駆的な取り組みについて支援するものであり、前条第3項に規定する（1）から（3）までの全ての要件を満たす介護ロボット等を導入する事業及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る事業を対象とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

ただし、交付決定前に購入又はリース契約を締結したもの及び本事業と同趣旨の事業による補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているものについては、本補助事業の対象とならない。

(1) 介護ロボット等

前条第3項で定めた介護ロボット等の購入又はリース契約に係る費用及び初期設定に要する費用とし、1機器当たり100,000円以上となるものとする。この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内で補助を行うものとする。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

法第5条第11項に規定する障害者支援施設及び法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所が実施する次のいずれかの経費を対象とする。

ただし、見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

ア Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためにインカム (デジタル簡易無線登録型の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。)

ウ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録に連動させるために必要な経費 (見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア (既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

(補助金の算定方法)

第4条 前条に規定する事業に対する補助基準額は、1機器につき 300,000 円とし、算出方法は次のとおりとする。ただし、移乗介護又は入浴支援のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器につき 1,000,000 円とする。

この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 介護ロボット等を購入により導入する場合は、補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じた額を補助額とする。
- (2) 介護ロボット等をリース契約により導入する場合は、3 年以上のリース契約を締結するものに対し、導入した年度内のリース額と補助基準額を比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じた額を補助額とする。
- (3) 介護ロボット等導入計画一計画につき、一回の補助とする。
- (4) 1 施設・事業所当たりの補助基準額は別表に定めることとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書 (様式第1号) 及び導入計画書 (様式第2号) を、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた障害者支援施設等 (以下、「補助事業者」という。) は、事業内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書 (様式第3号) を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。
- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止 (廃止) 承認申請書 (様式第4号) を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年

度から 5 年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならぬ。

（実績報告書の提出）

第 7 条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならぬ。

（補助金の交付）

第 8 条 この補助金は、精算払とする。

（補助事業者の義務）

第 9 条 この要綱において補助を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、使用状況報告書（様式第 6 号）に取りまとめ、知事に報告すること。
- (2) 導入製品の内容や導入効果等についてホームページに公表するとともに、国や県のホームページ等での公表に同意すること。

（財産の処分の制限）

第 10 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 7 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。また、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付せることがある。

（消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 11 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（様式第 8 号）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月30日から施行する。

ただし、令和6年度当初予算以前の予算に係る補助金については、従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象事業	1施設・事業所当たりの補助基準額	備考
介護ロボット等	<ul style="list-style-type: none">・障害者支援施設 1施設あたり 2,100 千円・共同生活援助事業所 1事業所あたり 1,500 千円・その他事業所 1事業所あたり 1,200 千円	障害者支援施設とは、法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。 共同生活援助事業所とは法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。 その他の事業所とは、障害者支援施設等のうち、上記事業所を除いた事業者をいう。
見守り機器の導入に伴う通信環境整備	<ul style="list-style-type: none">・1施設・事業所あたり 7,500 千円（障害者支援施設、共同生活援助事業所のみ）	